

発議第 1 2 号

香芝市議会政務活動費の使途基準細目の制定について

香芝市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 1 3 年条例第 1 3 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、使途基準細目を次のとおり定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

提出者

香芝市議会議員

川 田 裕

中 山 武 彦

賛成者

香芝市議会議員

河 杉 博 之

小 西 高 吉

下 村 佳 史

中 谷 一 輝

芦 高 清 友

木 下 充 啓

眞 鍋 亜 樹

香芝市議会政務活動費の使途基準細目

香芝市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第13号。以下「条例」という。)第8条第2項の規定に基づく使途基準の細目を次のとおり定め、香芝市議会政務活動費の使途基準細目(平成25年議会告示第1号)は、令和3年11月30日限り、その効力を失う。

調査研究費

調査研究及び調査委託に要した費用が市の事務又は地方行財政その他市政に関することを対象とした費用であることがわかる資料を提出しなければならない。なお、調査研究及び調査委託に要した費用の中に、人件費等の項目に属するものについては、当該項目において計上するものとする。

行き先・日時等の報告及びパンフレット等の資料のみで調査の目的、調査により参考となった事項の報告等詳細な報告書等の提出を伴わないものについては認めない。

調査研究及び調査委託に要する交通費については、香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年条例第15号)第3条第2項及び第3項の規定の例によるものとし、宿泊料については実費(同条第2項の金額を限度とする。)とする。ただし、泊を伴うもの及びタクシーの利用については、1件ごとにそれ相応の理由等を示した報告書の提出が必要である。

研修費

研修会の内容を記載した開催案内書等、研修の内容がわかる資料を提出しなければならない。議員が研修会を開催する場合にあつては、当該研修会の日時、場所、内容の要旨等の報告書の提出が必要である。

議員又は会派が研修会を開催するために要した会場借上げ料、講師謝礼、交通費及び案内書印刷代並びに参加者に対する飲み物、茶菓子、手土産代等の経費。ただし、飲み物及び茶菓子を合算した経費については1人当たり200円を限度とし、手土産代については3,000円を限度とする。

研修会に参加するための交通費については、調査研究費の例による。

広報費

広報の日時、場所、内容の要旨等の報告書の提出が必要である。

議員又は会派が行う活動及び市政について報告するために要した会場借上げ料、案内書、報告内容及び資料の印刷代並びに参加者に対する飲み物、茶菓子等の経費。ただし、飲み物及び茶菓子を合算した経費については、研修費の例による。

議員の任期満了の日の属する年度に係る印刷代及び郵送費については、そ

の前の年度において広報費として認められた印刷代及び郵送費の合計額を限度とする。

広報費により作成した印刷物は、提出しなければならない。

広聴費

議員又は会派が行う広聴のために提供する飲み物及び茶菓子を合算した経費については1人当たり200円を限度とし、手土産代については3,000円を限度とする。この場合において、広聴の日時、場所、内容の要旨等の報告書の提出が必要である。

要請・陳情活動費

議員又は会派が行った要請及び陳情の目的、内容の要旨、相手先(相手先を明らかにできない事情があるときは、その理由)並びに同行者の氏名及び同行を必要とした理由を記載した報告書を添付しなければならない。

要請・陳情活動に要した交通費については、調査研究費の例による。議員及び同行者の1人当たりの昼食代については700円を限度とし、手土産代については3,000円を限度とする。

会議費

会議の内容を記載した開催案内書等会議の内容がわかる資料を提出しなければならない。議員又は会派が会議を開催する場合にあっては、当該会議の日時、場所、内容の要旨等の報告書の提出が必要である。

議員又は会派が会議を開催するために要した会場借上げ料、関係者交通費及び案内書印刷代並びに参加者に対する飲み物、茶菓子等の経費。ただし、飲み物及び茶菓子を合算した経費については、研修費の例による。

会議に参加するための交通費については、調査研究費の例による。

資料作成費

議員又は会派の活動に要する資料の作成に必要とするパソコンソフト、アプリケーション及びその印刷に係る費用は、全額認める。

資料購入費

議員又は会派の政務活動に必要とされる資料としての書籍、新聞、雑誌等(あいさつ事例集、所属政党等に関連する新聞若しくは機関誌等、住宅地図及び住宅地図データを含む。)であり、趣味、娯楽の範疇に係るもの等は認めない。

新聞購読(電子版を含む。)については、1紙目を除き2紙目及び3紙目の最大2紙分(電子版については3紙分)の支出を認める。

人件費

雇用台帳の提出が必要である。

雇用台帳には、選挙活動(準備活動を含む。)及び後援会活動その他市政に関係がないと思われる活動のための雇用ではなく、条例第8条第1項に定める経費の範囲内の目的で雇用されたことがわかるように、その職務の内容を明記しなければならない。また、この人件費の中に対象外の業務に要した時間が含まれているときは、これを除外しなければならない。

人件費については、所得税の源泉徴収は必ず行うものとし、税務署等への源泉徴収票及び給与支払報告書の提出が必要である。

事務所費

- 1 議員又は会派の事務所の借上げに要する費用について、所有者名義に関わらず、現在議員が居住している建物内又はその敷地に設置するものは認めない。また、借上げの相手方が本人の同居親族又は2親等以内の親族であるときも同様とする。

借上げ費用のうち政務活動費として認められる額は、当該借上げ費用の2分の1に相当する金額を認める。この場合において、契約書のほか借上げの相手方が賃貸に必要な権原を有していることを証明する資料(登記簿謄本の写し等)を提出しなければならない。

- 2 固定電話、電気、ガス、水道等の公共料金については、自宅以外に事務所を設置している場合については当該公共料金の当該経費の2分の1に相当する金額とし、自宅に事務所を設置している場合については当該公共料金の4分の1に相当する金額を認める。

- 3 携帯電話(機種代金含む)の利用料は2分の1に相当する金額を認める。

- 4 コピー機のリースについては、当該リース料金の2分の1に相当する金額を認める。ただし、会派室において使用する場合は、全額認める。

- 5 ホームページの中に選挙活動その他条例第8条第1項に規定する政務活動以外の内容が含まれているときは、政務活動費から、当該政務活動以外のものの作成、運営に要した費用を除かなければならない。ホームページに関する費用のうち、政務活動費から除外すべき経費が不明確なときは、当該金額の2分の1に相当する金額を認める。

- 6 インターネットプロバイダー契約(テレビ受信料等を除く。)に係る支出については、当該支出金額の2分の1に相当する金額及び事務所以外で使用する携帯通信端末契約の場合は、当該支出金額の全額認める。

- 7 パソコン、タブレット、プリンター、スキャナ、デジタルカメラ、ビデオ機器、携帯電話、ボイスレコーダー、その他必要関連機器の購入又はリースについては、2分の1に相当する金額を認める。

ただし、それぞれの機器の購入額が20万円を超えるときは20万円を

限度とし、同一種別の機器の購入については任期中1回とする。

- 8 前記7の議員又は会派の活動に要するパソコン、タブレットに使用する必要関連ソフト、アプリケーション（アプリケーション等はパック購入又はセット年間契約等が安価の場合、その方を選択）及びプリンターに付随して使用するインク、用紙等の消耗品については、その購入額の全額を認める。
- 9 事務所において使用する机、椅子、什器等家具的な備品の購入及びリースについては、当該経費の2分の1に相当する金額を認める。ただし、会派室において使用する場合は全額認める。

総括

- 1 条例第10条第1項に規定する「支出の事実を証すべき金額及び年月日を記載した領収書その他の支出の事実を証すべき書類」の添付がないものは、一切認めない。ただし、鉄道運賃等領収書を徴しがたいものは、この限りでない。なお、書籍類、文具類等の領収書に明確な内訳が記載されていないものは、一切認めない。
- 2 領収書、契約書、図書目録及び政務活動費によって作成した印刷物については、5年間の保存が必要である。
- 3 条例第8条第1項に定める経費の範囲以外の金額が含まれているときは、これを除かなければならない。
- 4 議員の任期満了の日の属する年度に係る政務活動費の支出については、選挙費用との混同を排し、また、残任期間を考慮して物品の購入や新たな契約には慎重を期すなどさらに厳正な取扱いが必要である。
- 5 この細目に定めのないもの及び疑義が生じたものについては、必要に応じ委員会に付託して審議するものとする。

附 則

この細目は、平成25年度の政務活動費から適用する。

附 則(平成30年議会告示第1号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年議会告示第1号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年議会告示第 号)

この告示は、令和3年12月1日から施行する。